

第6号様式（第5の2関係）

議事概要

会議名	令和7年度第2回 鹿児島西警察署協議会	
会議日時	令和7年11月28日（金曜日） 午後2時から午後3時30分	
会議場所	鹿児島西警察署 訓授室	
出席者	1 警察署協議会 会長以下 15人	
	2 警察署 署長以下 13人	

（会議の概要）

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 管内概況及び治安情勢に関する説明
- (3) 警察行政に対する意見・要望の聴取、回答

2 委員からの意見・要望

- (1) 近所のスーパーでは、店内放送でうそ電話詐欺被害防止の注意アウンスが流れている。警察では、被害を未然に防ぐこの様な広報活動をより一層お願いしたい。

【回答】

県警では、県警ウェブサイト、県警安心メール、県警公式Xなどで、最新の犯行手口や犯行の予兆電話に関する情報を発信している。

また、うそ電話詐欺の被害事例の「被害防止用広報動画」を公式ユーチューブで公開するなど、様々な形で広報に努めている。

当署では

金融機関と連携した高額出金者への事情聴取
うそ電話詐欺撃退装置の貸出し、設置推進に対する広報
各種講話やイベント等でのチラシ配布
年金支給日に合わせた金融機関などでの注意喚起のチラシ配布
交番が作成するミニ広報紙を使った注意喚起

などを実施し、被害防止活動を行っている。

今後とも、その時の状況に応じた対策を行っていく。

- (2) 青パト隊と連携したパトロールをしてほしい。

【回答】

令和7年9月末現在、当署管内には29団体、113台の青パトがあり、積極的に活動をさせていただいている。

青色防犯パトロールを行う方は、地域住民からの事案の届出を受けた場合や犯罪を目撃した場合に警察への通報が適切にできるように、パトロール時の留意事項等について、3年に1回、警察署での講習を受講している。

また、警察から青パト隊の方に、特に注意を要する危険箇所や重点的に警戒してほしい箇所などの情報提供を行ったり、合同でパトロールしたりするなど効果的な活動になるよう努めている。

- (3) 地域課の警察官は、どれくらいの頻度でパトロールしているのか。

【回答】

原則24時間体制でパトロールを実施しているが、事件・事故が発生した場合は、早急に現場臨場して処理に当たらなければならず、パトロールを中断する場合もある。

そのため、当署としては、より効果的なパトロールを行うため

パトロール活動を重点とした勤務基準の指定
隙間が生じないように隣接交番と連携したパトロール活動の強化
犯罪や交通事故が多発している区域や場所を重点に置いたパトロールの実施
地域住民の要望を踏まえた区域や時間帯のパトロールの実施
などを行っており、今後とも地域の実態に合ったパトロールを行っていく。

- (4) 自転車の一時不停止違反や右側通行違反などが多発しているが、いつ頃、道路交通法が改正され、自転車に対する指導を行なうのか。

【回答】

自転車に関する道路交通法の改正は来年4月からであり、自転車の交通違反も自動車と同じように青切符による告知が適用される。

当署としては、今後も、各企業での法令講習や各種キャンペーン、取締り時における指導など、様々な機会を通して広報啓発活動を行っていく。

- (5) 県道24号線の神社から道路を下った所が左右の見通しが悪いため、ロードミラーを設置できないか。

【回答】

ロードミラーの設置は、基本的には道路管理者である鹿児島市が管理しているため、市の担当者には、ロードミラーの設置要望があつたことを伝えてある。

警察としては、見通しの悪い交差点での交通事故を防ぐため、引き続き、道路利用者への注意喚起やパトカーによる警戒を行っていく。

- (6) 大牧トンネル手前の田上から靈苑に右折する信号交差点が、大牧トンネルからの直線車が多いため右折しづらい。

また、右折する際の青信号の時間が短い。

【回答】

対象の交差点は、2つの信号交差点が直近にあることや、それぞれの方向からの交通量が時間帯で異なることから、2つの信号は連動運用されており、時間帯によって青信号や赤信号の長さを調節している。

11月12日の午前7時から午前8時までの間に実態調査を行なったところ、寺ノ下（田上方面）から靈苑へ右折する車両は37台あり、全ての車両が1回の信号で右折できる状況であった。

しかし、これは実態調査を行なった時間帯だけの結果であり、改めて交通量等を勘案し、青信号や赤信号の長さの調整の必要性等を検討していく。

- (7) 宮之浦神社交差点から県立青少年研修センター入口交差点までの県道25号線上を速度40キロ規制に見直すべきではないか。

【回答】

対象道路は、現在、最高速度50キロとする公安委員会の意思決定を受けている。

平日で速度を出しやすい午後2時から午後3時までの間に通行した車両150台の速度を測定した結果、実勢速度は時速50キロであった。

速度規制については、警察庁が示した交通規制基準に基づき、道路構造や交通事故の発生状況等を総合的に勘案して決定しており、対象道路を交通規制基準に当てはめたところ、現状からは妥当な速度規制であると判断している。

しかし、今後、道路環境や交通情勢などに変化があった場合、あるいは新しい基準が示されるなどした場合は、その時点で、それぞれの事由に基づいて、速度規制を決定ていきたい。

- (8) 鹿児島中央駅東口交差点の電車通りから鹿児島中央駅方向へ右折する青色信号の時間が短く、渋滞が発生しているため、右折の矢印灯火を設置すべき。

【回答】

対象の交差点について、時間帯によっては非常に渋滞しているという現状は、警察でも把握している。

対象の信号機は周囲の信号機と複雑に連動しており、信号が青色の時間を延ばしたり、矢印灯火を設置した場合、連動している信号機のどこかの交差点で同じような渋滞が発生することが予想される。

現状確認を行い、改善できるかどうかも含めて検討させていただきたい。

- (9) 「うそ電話詐欺の被害に遭われた方などがいる。」と通報した場合、うそ電話の内容を本当と信じ切っている被害者の怒りの矛先が通報者に向くことが多いため、対応した警察官には、被害者に対して「通報者のおかげで被害に遭わずに助かりましたね。」などと伝えるようにしてほしい。

【回答】

今後、署員に指導を行う。

3 質問・答申

振り込め詐欺被害防止の対策については、防犯協会等の団体と協働し、管内の金融機関の窓口でチラシを配布するなど、警察としては広く実施しているつもりであるが、市民の方にとっては不十分だと感じることもあるのではないかと考えている。

振り込め詐欺被害防止に限らず、意見等があれば教えてほしい。

【委員】 松元地区でも、振り込め詐欺被害防止のためのチラシや国際電話不受理に関するチラシを配布してほしい。

来年から改正される自転車の交通違反についても、松元駅や上伊集院駅などで広報してはどうか。

備 考	
-----	--